

議案第11号

権利の放棄について議決を求める件

権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、次のとおり議決を求める。

令和4年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり権利を放棄する。

放棄する権利	放棄する権利の表示			放棄する権利の総額
	相手方	発生年度	金額	
本港区北ふ頭ターミナル 利用に伴う電気料債権	[REDACTED]	平成15年度	23,112円 及び遅延利息	30,884円 及び遅延利息
		平成16年度	7,772円 及び遅延利息	

(提案理由)

本港区北ふ頭ターミナル利用に伴う電気料の適正かつ効率的な債権管理を行うため、当該債権の徴収が困難と認められるものについて、権利を放棄しようとするものである。